

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業について



1 目的

介護サービス事業者が新たに雇用する外国人介護人材（以下「外国人材」という。）に係る経費を支援し、雇用にかかる負担を軽減することで、介護サービスの提供に必要な人材の確保と定着を図り、継続的に補助することにより、介護サービス事業者の外国人材の雇用を支援します。

2 実施期間

令和 8 ～ 1 0 年度の 3 か年の期間中に、新たに雇用された外国人材に係る経費を最長 5 年間補助します。

3 事業内容

- (1) 補助対象者 令和 8 年度以降、新たな外国人材を雇用する介護サービス事業者
- (2) 外国人材 「E P A（経済連携協定）」、「在留資格（介護）」、「技能実習（令和 9 年 4 月以降、育成就労へ変更）」又は「特定技能 1 号」の在留資格により、介護職員として受け入れる外国人材で、市内の介護サービス事業所で就労している者
- (3) 補助対象経費 介護サービス事業者が負担する外国人材雇用に係る経費
※対象年度内に支払いし、他の制度による補助対象となっていない経費であること

4 補助額 1 事業者 1 施設あたり 年額 上限 1 0 万円（最長 5 年間：最大 5 0 万円）

5 申請方法

- ・ 対象となる外国人材が就労を開始した時点で、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）の申請者欄のみを記載した書類を提出してください。
- ・ 補助対象経費が上限額に達した時点又は、令和 9 年 3 月 3 1 日までに、必要書類を提出してください。

なお、補助金の新規申請は令和 8 年度から令和 1 0 年度までの 3 か年度を限定とし、新規申請した補助対象については、5 年間継続して、申請できるものとします。

※事業実施期間内（令和 8 年度～令和 1 0 年度）を通して新規申請は 1 回限り、また、複数の職員を新規雇用した場合でも 1 回限りとします。

6 必要書類

- (1) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助対象経費明細書（様式第 2 号）
- (3) 外国人材との雇用契約書（写し）
- (4) 受入れ調整機関との契約書（写し）（受入れ調整機関と契約を締結した場合）
- (5) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業住居費確認シート（様式第 3 号）
（住居費を補助対象経費に含める場合）
- (6) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

7 決定通知及び支払時期

申請があった場合は月末締めで審査を行い、文書で通知、通知後速やかに支払います。

8 補助対象経費

① 受入支援

- (1) 受入調整機関への斡旋に係る経費、監理費等（年間）、
- (2) 入国に係る手続き、渡航費・国内移動費

② 日常生活支援

- (1) 孤立防止やホームシック防止等のメンタルケア
- (2) 地域の日本人との交流を促進するための交流会開催
(会場使用料及びチラシ印刷・郵送費のみ)
- (3) 外国人材が通勤や生活で使用する自転車等の購入
- (4) 外国人材の入居するアパート等の借上料（以下、**住居費**とする）

- 1 対象となる住居費は、外国人材の住居に係る当該年度における費用で、事業所が支払う賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金とする。

住居費を交付申請する場合は、住居費確認シート（様式第4号）を添付すること。
なお、法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。

また、敷金、礼金、更新料及び住居の修繕費用は補助対象外とする。

- 2 住居賃借料の対象期間は、雇用開始から5年を経過するまでとする。

また、開始日は雇用開始と住居への入居が重なる日とする。（実績報告時に、支出証拠書類のほか、住民票の写し等の提出を要する。）

- (5) その他外国人材の生活支援に必要と考えられる取組

③ 語学力支援等

- (1) 外国人材が母国を出国する前に介護施設等と行うオンラインによる通話
- (2) 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成・既存マニュアルの翻訳
- (3) 多言語翻訳機の購入又はリース
- (4) 外国人材の日本語学習（日本語講師による教育等）
- (5) 日本人介護職員の異文化理解に資する教育・研修の受講
- (6) 日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講
- (7) その他外国人材とのコミュニケーションの促進に必要と考えられる取組

この補助事業で取得した自転車、多言語翻訳機等については、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、破壊し、又は廃棄してはならない。